

**アスベストに関する関係機関の取組み状況  
(実態把握以外)**

関係課名	内 容
市町振興課	<p>総務省大臣官房総括審議官名で、各都道府県知事あての通知（平成17年7月29日付け総行自第165号「アスベスト問題に係る情報の把握及び共有について」）があり、この通知を受けて、平成17年8月2日付け17市第651号愛媛県総務部長名で各市町へ通知。</p> <p>総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長から各都道府県総務部長あての通知（平成17年8月5日付け総行安第250号）「地方公務員災害補償制度における石綿ばく露による肺がん等の公務災害補償の状況について」があり、平成17年8月12日付けで各市町及び各一部事務組合に通知。</p> <p>総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長から各都道府県総務部長あての通知（平成17年8月3日付け総行安第246号）「石綿が使用されている建築物等の解体等を行う作業現場に対する監督指導等の重点的な実施について」があり、平成17年8月11日付けで各市町及び各一部事務組合に通知。</p>
環境政策課	<p>平成17年7月12日付けで、環境省から、大気環境中への飛散防止対策の徹底について通知あり。これを受けて、建設業協会、各市町、各保健所及び衛生環境研究所へ関係法令遵守と適切な対応等を要請、また、愛媛労働局へ解体作業等届出者に対する大気汚染防止法関係届出に対する注意喚起と県への関連情報の提供を依頼。</p> <p>平成17年7月13日付けで、厚生労働省から、水道管（石綿セメント管）を通過した水道水の健康影響について通知あり。これを受けて、各水道事業者、各水道用水供給事業者へ周知。</p> <p>平成17年8月1日付けで、環境省から、特定粉じん排出等作業に係る指導の徹底等について通知あり。これを受けて、各保健所に対し同作業現場への立ち入り検査時には労働基準監督署との合同実施に努めるよう依頼。</p> <p>平成17年8月9日付けで、環境省から、特定粉じん排出等作業実施届出者に対し、当該作業現場における石綿飛散防止措置等の実施内容の積極的な掲示について指導するよう通知あり。これを受けて、各保健所に対し適切な指導を依頼。</p> <p>平成17年8月8日付けで、厚生労働省から、水道管（石綿セメント管）撤去作業等における関係法令の遵守の徹底について通知あり。これを受けて、各水道事業者、各水道用水供給事業者へ周知。</p> <p>今後増大が想定される改修工事や解体工事における適切な処理を行うため、10月を目途に、工事業者、各種施設管理者や一般県民を対象とした「アスベスト対策説明会」を開催する予定。</p>

<p>廃棄物対策課</p>	<p>平成17年7月12日付けで環境省から「廃石綿等の適正処理の徹底について」の通知があり、従来の指導の徹底を求められたところであり、県としても、産業廃棄物協会や建設業協会及び保健所等に対して文書で通知し、指導・対応の徹底を求めた。</p> <p>平成17年8月22日付けで環境省から「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の取扱いについて」の通知があり、非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する留意点が示されたところであり、県としても、産業廃棄物協会や建設業協会及び保健所等に対して文書で通知し、指導・対応の徹底を求めた。</p> <p>10月に開催予定の「アスベスト対策説明会」において、産業廃棄物の排出事業者等に対し、廃アスベストの適正処理について説明し、徹底を図ることとしている。</p>																						
<p>保健福祉課 健康増進課</p>	<p>国からの通知に基づき、下記のとおり対応。</p> <table border="1" data-bbox="411 808 1428 1624"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>発信元</th> <th>文書名</th> <th>対応状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月8日</td> <td>厚生労働省</td> <td>「石綿に係る健康被害についての地域住民からの相談について」</td> <td rowspan="3">7月20日付17保第488号「石綿（アスベスト）に関する健康相談等の対応について」部長通知で各保健所に対し健康相談対応、報告を指示するとともに、関係資料等情報提供した。</td> </tr> <tr> <td>7月12日</td> <td>環境省</td> <td>「石綿（アスベスト）に係る健康被害の受付等について（依頼）」</td> </tr> <tr> <td>7月12日</td> <td>厚生労働省</td> <td>「石綿（アスベスト）に係る健康被害の受付等について」</td> </tr> <tr> <td>7月22日</td> <td>環境省</td> <td>「造船業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査」の送付について</td> <td>7月25日付事務連絡「石綿（アスベスト）に関する健康相談等の対応について」で各保健所に対し情報提供した。</td> </tr> <tr> <td>7月29日</td> <td>環境省 厚生労働省</td> <td>「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表の公表について」</td> <td>各保健所に対し情報提供した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般住民に対する健康相談に関する連絡調整 各保健所一般健康相談で対応している。 8月末日までの保健所への相談・問い合わせは91件 保健所及び市町に対して、健康相談に必要な関係機関一覧やQアンドA等情報提供をした。 保健福祉部のホームページに健康相談窓口を掲載(7月29日)</p>	日付	発信元	文書名	対応状況	7月8日	厚生労働省	「石綿に係る健康被害についての地域住民からの相談について」	7月20日付17保第488号「石綿（アスベスト）に関する健康相談等の対応について」部長通知で各保健所に対し健康相談対応、報告を指示するとともに、関係資料等情報提供した。	7月12日	環境省	「石綿（アスベスト）に係る健康被害の受付等について（依頼）」	7月12日	厚生労働省	「石綿（アスベスト）に係る健康被害の受付等について」	7月22日	環境省	「造船業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査」の送付について	7月25日付事務連絡「石綿（アスベスト）に関する健康相談等の対応について」で各保健所に対し情報提供した。	7月29日	環境省 厚生労働省	「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表の公表について」	各保健所に対し情報提供した。
日付	発信元	文書名	対応状況																				
7月8日	厚生労働省	「石綿に係る健康被害についての地域住民からの相談について」	7月20日付17保第488号「石綿（アスベスト）に関する健康相談等の対応について」部長通知で各保健所に対し健康相談対応、報告を指示するとともに、関係資料等情報提供した。																				
7月12日	環境省	「石綿（アスベスト）に係る健康被害の受付等について（依頼）」																					
7月12日	厚生労働省	「石綿（アスベスト）に係る健康被害の受付等について」																					
7月22日	環境省	「造船業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査」の送付について	7月25日付事務連絡「石綿（アスベスト）に関する健康相談等の対応について」で各保健所に対し情報提供した。																				
7月29日	環境省 厚生労働省	「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表の公表について」	各保健所に対し情報提供した。																				
<p>労政雇用課</p>	<p>石綿を取り扱う作業等に従事していた方に対する健康診断の受診勧奨、労災補償制度の周知等に関する記事を、広報誌に掲載した。(愛媛労働(8月号)、県内労働組合等に配布1,300部)</p>																						

農政課	<p>水産庁漁港漁場整備部長名で農林水産部長あて通知(平成17年8月2日付け17水港第1928号「水産基盤整備事業等における石綿ばく露防止対策等の徹底について」)が通知あり、この通知を受けて、農林水産業関係施設における石綿ばく露防止対策等の徹底について、県内各市町及び農林水産関係団体へ通知した。</p>
土木管理課	<p>「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理に関する技術指針」が環境省により取りまとめられたのを受け、本年4月に、非飛散性アスベスト廃棄物の適正な処理が図られるよう建設業関係団体に対し、周知を図った。</p>
土木管理課 技術企画室	<p>国土交通省より、建設工事の実施における、建設リサイクル法その他石綿の取り扱いに関する関係法令の遵守による石綿の適正な取り扱いについての協力及び周知依頼があり、県内関係機関及び市町へ通知した。</p> <p>上記通知に併せて、国土交通省のホームページに掲載されている、建築物の解体等に伴う有害物質の適切な取り扱いに関するパンフレットについて周知し、石綿の適正処理の推進への活用を依頼した。</p> <p>8月5日の相談窓口開設後、問い合わせは2件  内容：解体中の建築物にアスベストが含まれていないか、また飛散していないか心配である。  対応：建設リサイクル法上の届出対象工事であったため、届出書及び解体業者への聞き取りによりチェックし、アスベストが無いことを回答（出先機関で回答）</p>
建築住宅課	<p>県民からの相談に対しては、県庁建築住宅課・地方局建築指導課等の住民相談窓口においてQ &amp; A等を参考に対応し、その結果を相談台帳に記載している。(相談件数114件、うち一般住宅・建築物69件、県営住宅45件(8月31日13時現在))</p>

松山市

平成 17 年 7 月 22 日に「松山市アスベスト対策連絡会議」設置。  
アスベスト問題に対し、関係各課で連携し、総合的に取り組んでいる。

問い合わせ窓口はHP、広報まつやまにて周知

関係業者等に対する指導

周知の概要	対 象	送付月日
解体業者等に対し、法令遵守と適切な対応等を依頼	愛媛県建設業協会松山支部	H17.8. 5
	県への解体工事登録業者	H17.8.23
	建設リサイクル法に基づく届出業者	H17.8.31
自動車解体・整備時等における飛散防止と適正な処理等を依頼	自動車リサイクル法関連業者	H17.8. 5
	自動車整備振興会	H17.8.18

松山労働基準監督署との連携

解体工事現場に労基と共に現調し、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の遵守指導

アスベストに関する問い合わせ件数

約 5 5 0 件（平成 17 年 8 月末現在）

< 内訳 > 建築物に関すること...約 3 5 3 件  
健康相談に関すること...約 8 9 件  
廃棄物に関すること...約 7 件  
その他環境に関すること...約 1 0 1 件

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出状況  
(平成9年4月～17年8月)

(単位：件)

年度	種別	愛媛県		松山市	
9	解体	0	0	0	0
	改造・補修	0		0	
10	解体	0	0	0	0
	改造・補修	0		0	
11	解体	3	6	2	2
	改造・補修	3		0	
12	解体	1	2	0	0
	改造・補修	1		0	
13	解体	0	1	2	6
	改造・補修	1		4	
14	解体	2	2	2	6
	改造・補修	0		4	
15	解体	3	3	0	1
	改造・補修	0		1	
16	解体	2	2	3	4
	改造・補修	0		1	
17	解体	1	3	2	5
	改造・補修	2		3	
合計	解体	12	19	11	24
	改造・補修	7		13	

(注) 大気汚染防止法に基づく特定粉じん等排出作業に係る届出は、一定要件(500㎡以上の特定耐火建築物等で吹き付け石綿の使用面積が50㎡以上)に該当する建築物の解体又は改造・補修について、平成9年度から義務化されている。

## 平成 17 年 9 月補正予算(案)の概要（アスベスト関係経費）

### 1 事項名・予算額

アスベスト被害防止対策費 57,954 千円

### 2 概要

アスベスト対策については、「アスベスト対策連絡会議」を設置し、部局間の情報の共有と連携を図るとともに、県有施設等の目視、設計図書調査によるアスベスト実態把握等を行っているところであるが、事業者や一般県民を対象とした説明会の開催による建築物解体時の措置の徹底、解体工事現場周辺の環境調査、アスベスト使用の可能性のある施設での分析調査等を実施することにより、アスベスト被害の防止に資する。

### 3 事業内容

#### (1) アスベスト対策説明会の開催

今後増大が想定される改修工事や解体工事における適切な処理を行うため、工事業者、各種施設管理者や一般県民を対象に、工事を行う際に行うべき届出や措置、廃棄の方法等に関する説明会を開催する。（東・中・南予各 1 箇所）

#### (2) アスベスト環境調査費

必要に応じて大気汚染防止法に基づく立入検査（各保健所）や解体等工事現場周辺の環境調査（衛生環境研究所）を実施する。

#### (3) アスベスト分析委託費

県有施設でアスベスト使用の可能性のある箇所について、分析調査でアスベストの使用の有無を確定するとともに、安全性を確認する。

建材中のアスベスト含有率分析 500 箇所

室内大気分析 339 箇所

#### (4) 緊急対策経費

分析調査によりアスベストの使用が確定された施設のうち、緊急対策を要するものについて、アスベストの除去・封じ込め・囲い込み等の工事を実施する。

## アスベストに関する実態把握について

施設名	内 容	関係課
県有施設	<p>1 県有施設における石綿（アスベスト）調査を、第1段階として昭和30～63年度までに着工した施設（改築分を含む。）について、施設建設時の設計図書により1,279件（県有518、高校等619、病院等10、共済住宅等132）の状況調査を実施し、結果を8月12日に総務管理課等へ情報提供した。</p> <p>また、営繕室で発注していない県民文化会館、総合運動公園施設や、原議のない県有施設13件の調査を実施し、結果を8月31日に総務管理課等へ情報提供した。</p> <p>2 前回調査に引き続き、第2段階として平成元年度着工～8年度完成までの施設（改築分を含む。）について、施設建設時の設計図書により状況調査を実施し、その結果を情報提供する。</p> <p>（1）設計図書による状況調査 調査対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引継ぎ文書として設計図書が保管されている県有施設</li> <li>・ 警察施設は、警察本部の技術職員による調査とし、情報提供を行う。</li> <li>・ 営繕室で発注していない、病院・共済住宅（職員共済、学校共済）等については、設計図書を添付のうえ調査依頼願いたい。</li> </ul> <p>調査対象年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成元年度着工から8年度完成までの施設</li> </ul> <p>（2）調査対象製品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吹付け石綿9製品、吹付けロックウール21製品及びその他の吹き付け3製品等</li> </ul> <p>（3）調査期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9月中旬を目途に実施とりまとめを行い、総務管理課を通じ、各部へ資料提供</li> </ul>	建築住宅課 営繕室
県有施設 (その他)	<p>第7号南予レクリエーション都市公園(旧御荘町松軒山地区)のジャンボスライダー使用中止について</p> <p>8月26日に標記施設設置業者から、コース材に石綿スレート材を含んだ製品が使われているとの連絡があった。屋外使用や通常は大気中への飛散のおそれがない安定型の製品であるため直ちに危険とは考えられないが、利用者への安全配慮から念のため翌日(27日)より使用中止の措置をとった。</p> <p>今後は、滑走時における飛散状況の調査方法や必要となれば施設の改善方法等について製造メーカーと協議しながら適切に対応していくこととしている。</p>	都市整備課

<p>県営住宅 市町営住宅</p>	<p>県営住宅51団地5139戸（昭和27年度以降建設）を管理しており、アスベストの使用状況に関する調査を行った。</p> <p>調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹付けアスベスト及び吹付けロックウール(アスベストを含有していない場合がある)使用可能性のある施設9団地(使用箇所は、すべて機械室、ポンプ室等の通常人の出入りのない施設である。)</li> <li>・上記9団地については、分析調査を実施し、アスベストの含有が確認された場合は、大気環境測定を実施する予定。</li> <li>・なお、その他吹付け(パーライト)については、アスベストを含有していない場合も多いが、建設後長期間経過しているなど吹付け材料の商品名が確定できないものについて、分析調査を実施予定。</li> </ul> <p>国土交通省からの公営住宅(県営住宅・市町営住宅)についての吹付けアスベストに関する使用状況調査に対し、8月29日付けで四国地方整備局に報告したところである。</p> <p>報告対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和30～平成元年度に着工した公営住宅について、使用された吹付けアスベスト及び吹付けロックウール(居住者の使用に供する部分のみ対象)</li> </ul> <p>報告内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当なし(県・市町とも)</li> </ul>	<p>建築住宅課</p>
<p>市町施設</p>	<p>政府として、まず実態調査を行うこととしており、地方公共団体が所有する施設について、今後総務省が連絡、調査等を行う際の県(総務部門)の担当者を報告した。</p> <p>総務省自治行政局自治政策課長から、平成17年8月10日付で「吹付けアスベスト使用施設及び処理状況の調査について」の依頼あり。これを受けて、平成17年8月16日付で、各市町及び各一部事務組合に対し調査を依頼。(総務省への回答期限は11月15日)</p> <p>(1) 調査対象施設</p> <p>地方公共団体所有の全ての建物のうち、平成8年度以前に竣工した建築物</p> <p>(2) 対象アスベスト</p> <p>石綿障害予防規則第2条第1項に定める石綿等で、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたもののうち、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウールと呼ばれているもので、含有するアスベストの重量が当該製品の重量の1%を超えるもの</p> <p>(3) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総箇所数</li> <li>・アスベスト使用箇所数</li> <li>・使用箇所数のうち、除去済み、処理済み、未処理</li> <li>・今後の処理着手予定</li> </ul>	<p>市町振興課</p>



小中学校	<p>7月上旬、義務教育課で独自に公立の幼・小・中学校(589校(園))の建物のアスベスト含有建材使用状況を調査。</p> <p>調査の結果、「吹付け石綿」を2校の合併処理浄化槽機械室で、「石綿含有吹付けロックウール」を1校の体育館で施工している疑い。現在、市町教育委員会が検体の成分分析を検査機関に依頼中。</p> <p>新居浜市は独自調査を実施し、小中学校7校の浄化槽プロア室で「吹付け石綿」又は「石綿含有吹付けロックウール」を確認。夏休み中に撤去完了。また、西条市は独自調査を実施し、小中学校4校のポンプ室で「石綿含有吹付けロックウール」を施工している疑いがあり成分分析の結果、アスベストが含有されていないことが判明。</p> <p>松山市は独自調査により空気環境測定及び成分分析を実施中。</p>	義務教育課
県立学校	<p>建築住宅課が建設時の設計図書から拾い出したアスベスト含有建材の使用状況について、各県立学校、塗装業者等の協力を得て確認中。</p> <p>調査物件特定後、建築住宅課とも協議しながら、建材の分析調査や大気環境測定が必要な箇所について、調査を依頼。</p> <p>調査結果を基に利用状況を勘案しながら、アスベスト含有建材の除去・囲い込み等の対策を進めることにしている。</p> <p>アスベスト含有天井材が見つかった大洲高校の普通教室は、囲い込み工事を8月31日(水)に終え、9月1日(木)から通常どおり使用している。</p>	高校教育課
公立学校施設・社会教育施設・社会体育施設・文化施設	<p>文部科学省から学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用について実態調査の依頼(17.7.29付け17文科施第154号)があり、県教育委員会では市町教育委員会等にも調査を依頼し、11月15日までに集計結果を文部科学省に回答することとしている。なお、同調査については、8月31日時点で調査が終了している機関についての中間経過報告の依頼(17.8.19付け事務連絡)があり、それについては9月12日までに同省に回答することとしている。</p>	教育総務課
社会福祉施設	<p>平成17年8月1日付け厚生労働省通知「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査について」により、10月31日までに報告するよう依頼があり、調査中。</p> <p>調査対象は県内(松山市分は松山市が調査)の社会福祉施設722施設(平成16年11月現在)のうち、平成8年度以前に竣工した建築物に使用されている吹付けアスベスト、折板裏打ちアスベスト断熱材である。</p>	保健福祉課

病院及び診療所等	<p>平成17年8月1日付け厚生労働省通知「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について」により、10月31日までに報告するよう依頼があり、調査中。</p> <p>調査対象は、県内の病院（153施設）のうち、平成8年度以前に竣工した建築物に使用されている吹付けアスベスト、折板裏打ちアスベスト断熱材である。</p> <p>なお、診療所及び助産所（約1,900施設）についても、県独自に調査対象として追加して調査中。</p>	医療対策室
公共職業能力開発施設等	<p>厚生労働省から公共職業能力開発施設等（14施設）における吹付けアスベスト等の使用の有無について実態調査を行い、10月31日までに提出するよう依頼（17.8.1付け能開第0801001号、雇児発第0801002号）があった。これを受け、労政雇用課で調査をとりまとめ、集計結果を厚生労働省に回答することとしている。</p>	労政雇用課
農業農村施設	<p>農林水産省農村振興局から農業農村整備事業等における石綿使用について実態調査を行い、8月12日までに提出するよう依頼（17.7.21付け事務連絡）があった。これを受け、農地整備課では各市町及び関係農業団体に調査を依頼したところ、現段階では、劣化によるアスベストの飛散や剥離等の恐れがある施設はなかった。また、8月26日付けで農林水産省農村振興局から第2回の報告依頼があり、9月16日までに報告予定である。</p>	農地整備課
畜産公共施設	<p>中国四国農政局から畜産公共事業で整備した施設のアスベスト使用実態調査について依頼（17.8.9付け事務連絡）があった。これを受け、関係市町に調査を依頼したところ、現段階では、アスベストの飛散や剥離等の恐れがある施設はなかった。</p>	畜産課
農林水産省関係の教育機関、公設卸売市場等	<p>中国四国農政局から農林水産関係の主な公共建築物等における吹付けアスベスト等使用実態調査について、10月7日までに報告するよう依頼（中国四国農政局長名17.8.23付け）があり、現在調査中である。</p>	農政課

警察施設	<p>設計図書に基づき、アスベスト吹付け、ロックウール吹付け及びその他の吹付けについて該当施設をリストアップし、現地目視調査を実施</p> <p>県民が利用する施設である宇和島警察署の3階から屋上に上がる階段天井については、通常県民が通行する階段ではないが、3階ロビーと接する階段であるため既に通行を禁止しており、応急的にビニールシートによる飛散防止対策を行っている。 (アスベスト含有量及び大気環境測定については依頼中)</p> <p>アスベスト吹付けの疑いが強いその他14施設についても、分析調査を業者に依頼中</p>	警察本部会計課
私立学校	<p>平成17年7月29日付けで文部科学省から学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用について調査依頼があり、各私立学校(専修学校・各種学校含む。)に9月16日までに調査結果を回答するよう依頼し、その集計結果を11月15日までに文部科学省に回答することとしている。(先行して実施した県単独の調査については、より詳細な内容とするこの文部科学省調査に統合し一本化する。)</p>	私学文書課
最終処分場等	<p>廃アスベストの収集運搬及び最終処分の実態調査を実施する。</p> <p>廃アスベストの収集運搬及び最終処分の許可を取得している産業廃棄物処理業者の事業所に立ち入り、処理実態を聴取するとともに、適正処理が確保されているか確認し、必要に応じて指導等を行う。</p>	廃棄物対策課

民間大規模建築物	<p>国土交通省から露出して吹付けアスベストが施工されている大規模民間建築物についての実態調査と、所有者に対するアスベストの除却や封じ込め等の注意喚起の実施結果を9月15日（一次調査）及び10月14日（二次調査）までに報告するよう依頼があった。このため、県では特定行政庁（松山市、今治市、新居浜市）及び地方局建設部、土木事務所に調査、指導の実施を依頼し、集計結果を国土交通省に報告することとしている。</p> <p>調査対象</p> <p>（一次調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和31年から昭和55年に施工された民間建築物のうち、屋内又は屋外に露出してアスベストの吹付けがされている1000m<sup>2</sup>以上の建築物</li> <li>・吹付けアスベスト（昭和50年まで）及びアスベストが含有された吹付けロックウール（昭和55年まで）</li> </ul> <p>（二次調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年から平成元年に施工された民間建築物のうち、屋内又は屋外に露出してロックウールの吹付け（湿式工法）がされている1000m<sup>2</sup>以上の建築物</li> <li>・アスベストが含有された吹付けロックウール（湿式工法）</li> </ul>	建築住宅課
工業用水事業の導配水管	<p>四国経済産業局長から、工業用水事業の導配水管への石綿使用状況について問合せがあり、調査した結果「該当なし」として平成17年7月28日報告。</p>	公営企業管理局総務課
事業所周辺住民等	<p>平成17年7月15日環境省から、健康相談実施の中で、経済産業省及び国土交通省が公表した事業所との関連による石綿健康被害の状況について調査依頼あり。一般環境経由が疑われる健康被害に係る情報は1件である。（因果関係が不明である情報）</p>	保健福祉課

松山市	<p>公共施設について&lt;公共建築課&gt;</p> <p>昭和30年度から平成8年度までの間に竣工及び改修した1,441施設のうち、図面や現地において、吹付けアスベスト アスベスト含有吹付けロックウール アスベスト含有吹付けひる石の使用実態を調査し、127施設において成分分析等実施。調査結果は分かり次第、随時公表しているが、調査完了は9月末見込み。（なお、これまでの調査結果については問題なし。）</p> <p>民間施設について&lt;建築指導課&gt;</p> <p>国土交通省からの調査依頼に基づき、大型民間建築物（延べ面積1,000m<sup>2</sup>以上）の吹付けアスベスト及びアスベスト含有ロックウール使用状況を調査中。</p>
-----	--

アスベスト相談窓口への相談件数等（平成17年8月5日～同8月31日）  
について

庁内関係各課（室）に設置した相談窓口への相談件数等を別添のとおりとりまとめた。  
なお、建設リサイクル法関係の相談については、建築主事設置市（松山市、新居浜市、  
今治市、宇和島市）分の件数を含んでいる。

期間中の全相談件数（実数） 172件

- （注） 1 保健福祉部関係の相談件数の集計期間は、8月1日～8月31日  
2 7月末までに、30件の相談を受付済み。（第1回連絡会議で報告済み）

【参考】

なお、庁内関係各課（室）以外に相談窓口を設置している松山市及び愛媛労働局  
関係分については、次のとおり。

松山市の相談窓口に相談のあった件数 482件

（建設リサイクル法関係を除く）

（平成17年7月30日～同8月31日）

（注）1 期間中に松山市が実施した民間建築物を対象とした実態把握調査  
に関する問合せを含む。

2 7月29日までに、68件の相談を受付済み。

（第1回連絡会議で報告済み）

愛媛労働局の相談窓口に相談のあった件数 120件

（平成17年8月1日～同8月31日）

電話による聞き取りで確認

関係機関への相談・問合せ状況

(平成17年8月5日～平成17年8月31日 受付分)

部局名	課(室)名	相談等件数(実)	一般	健康	環境汚染	廃棄物	県有施設	県営住宅	民間建築物	建設リサイクル法	県立病院	立院設	小学校	中学校	立校設	立校設	労働安全衛生	その他		
総務部	総務管理課	0																		
	私学文書課	0																		
	市町振興課	0																		
企画情報部	企画調整課	0																		
県民環境部	県民生活課	4	1						3											
	環境政策課	7	2		1													1	6	
	廃棄物対策課	3				3														
保健福祉部	保健福祉課	3		3					1											
	健康増進課	0																		
	西条保健所	健康増進課	12		5					2									1	5
		環境保全課	2			1	1													
	四国中央保健所	企画課	5		1					2									1	1
		衛生環境課	2				1													1
	今治保健所	健康増進課	12		9														3	
		環境保全課	0																	
	松山保健所	健康増進課	9		6					4										
		環境保全課	0																	
	八幡浜保健所	健康増進課	6		6														3	
		環境保全課	3			1	1													1
	宇和島保健所	健康増進課	4	1	1	2														
		環境保全課	3	1			1			1										
	経済労働部	産業政策課	11							9									1	1
労政雇用課		0																		
農林水産部	農政課	0																		
土木部	土木管理課	0																		
	土木管理課技術企画室	1								1										
	建築住宅課	10							10											
	建築住宅課営繕室	0																		
	西条地方局建設部	建築指導課	4						4											
	四国中央土木事務所	事業管理課	1						1											
	今治地方局建設部	管理課	6					1	5											
	松山地方局建設部	建築指導課	54					36	18											
	八幡浜地方局建設部	建築指導課	4						4											
	大洲土木事務所	事業管理課	1							1										
	西予土木事務所	事業管理課	1						1											
	宇和島地方局建設部	建築指導課	3					1	2											
	西条地方局建設部	管理課	0																	
	松山地方局建設部	管理課	0																	
	久万高原土木事務所	用地管理課	0																	
	八幡浜地方局建設部	管理課	0																	
	宇和島地方局建設部	管理課	0																	
	愛南土木事務所	用地管理課	0																	
	松山市役所都市整備部	建築指導課	0																	
	新居浜市役所建設部	建築課	0																	
	今治市役所都市整備部	建築指導課	0																	
	宇和島市役所建設部	建築住宅課	0																	
	公営企業管理局	総務課	0																	
県立病院課		0																		
教育委員会	教育総務課	0																		
	義務教育課	1																		
	高校教育課	0																		
警察本部	会計課	0																		
合計		172	5	31	5	7	0	38	67	2	0	0	0	0	0	0	10	15		

(主な相談内容)

--

関係機関への相談・問合せ概要

H17.8.5～H17.8.15

一般に関すること
・蚊取り線香の燃焼皿に使用しているマットにアスベストが使用されていないか心配だ。
健康に関すること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所ではアスベストの健診をしているか。</li> <li>・石綿を取り扱う仕事をしていて、健康診断を受けたいが専門の指定病院があったら教えてほしい。</li> <li>・中皮腫についてはいつから死因分類に加えたのか。</li> <li>・悪性中皮腫とはどういう病気か。</li> <li>・アスベストを吸い込むと薬物や毒物を飲んだ時のようになにか症状がでるのか。また吸い込んだとしても将来何も影響しないこともあるのか。</li> </ul>
環境汚染に関すること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法に定める特定粉じんの除去工事に伴う届出について教えてほしい。</li> <li>・建物を解体しているが大丈夫か。</li> </ul>
廃棄物に関すること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿含有建材（波形スレート等）の処分方法について教えてほしい。</li> <li>・石綿を含んでいる製品を破棄したいがどうすればいいか。</li> </ul>
県営住宅に関すること
・（入居者から）アスベスト含有建材の有無について教えてほしい。
民間建築物に関すること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション等の駐車場にアスベストが吹き付けられているか知りたい。</li> <li>・アスベストの撤去業者はどのような業者があるのか。</li> <li>・アスベストの撤去費用は施工業者に負担させてもよいのか。</li> </ul>
建設リサイクル法に関すること
・建物の解体工事をしているが、埃がすごく、また石綿が含まれていないか心配である。
労働安全衛生に関すること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・肺ガンにより亡くなった主人は断熱材を扱う仕事をしていて、アスベストとの関係は不明だが、補償はしてもらえるのか。</li> <li>・労災の申請について教えてほしい。</li> </ul>
その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベストの分析機関を教えてほしい。</li> <li>・西条における石綿関連の死亡数を教えてほしい。</li> <li>・保健所で壁のアスベストの検査をしてもらえないか。</li> <li>・労働基準局に相談すれば、個人の家も立入検査してもらえるか。</li> </ul>

## 石綿（アスベスト）相談窓口

総合窓口			
環境政策課	089-912-2349	松山市役所環境部環境指導課	089-948-6442
健康に関すること			
健康増進課	089-912-2400(直)	西条保健所健康増進課	0897-56-1300(代)
四国中央保健所企画課	0896-23-3360(代)	今治保健所健康増進課	0898-23-2500(代)
松山保健所健康増進課	089-941-1111(代)	八幡浜保健所健康増進課	0894-22-4111(代)
宇和島保健所健康増進課	0895-22-5211(代)	松山市保健所地域保健課	089-911-1818(直)
環境汚染に関すること			
環境政策課	089-912-2349	西条保健所環境保全課	0897-56-1300(内 346)
四国中央保健所衛生環境課	0896-23-3360	今治保健所環境保全課	0898-23-2500(内 350)
松山保健所環境保全課	089-941-1111(内 267)	八幡浜保健所環境保全課	0894-22-4111(内 291)
宇和島保健所環境保全課	0895-22-5211(内 262)	松山市役所環境部環境指導課	089-948-6442
廃棄物に関すること			
廃棄物対策課	089-912-2355	西条保健所環境保全課	0897-56-1300(内 345)
四国中央保健所衛生環境課	0896-23-3360	今治保健所環境保全課	0898-23-2500(内 379)
松山保健所環境保全課	089-941-1111(内 269)	八幡浜保健所環境保全課	0894-22-4111(内 296)
宇和島保健所環境保全課	0895-22-5211(内 282)	松山市環境部廃棄物対策課	089-948-6914
県有建物に関すること			
総務管理課	089-912-2150	個々の施設については施設の所管課	
県営住宅施設に関すること、民間建築物に関すること			
建築住宅課	089-912-2755	西条地方局建設部建築指導課	0897-56-1300(内 436)
四国中央土木事務所事業管理課	0896-24-4455(内 257)	今治地方局建設部管理課	0898-23-2500(内 265)
松山地方局建設部建築指導課	089-941-1111(内 441)	八幡浜地方局建設部建築指導課	0894-22-4111(内 246)
大洲土木事務所事業管理課	0893-24-5121(内 320)	西予土木事務所事業管理課	0894-62-1331(内 306)
宇和島地方局建設部建築指導課	0895-22-5211(内 425)		
建設リサイクル法に関すること			
土木管理課技術企画室	089-912-2648	西条地方局建設部管理課	0897-56-1300(代)
四国中央土木事務所事業管理課	0896-24-4455(代)	今治地方局建設部管理課	0898-23-2500(代)
松山地方局建設部管理課	089-941-1111(代)	久万高原土木事務所用地管理課	0892-21-1210(代)
八幡浜地方局建設部管理課	0894-22-4111(代)	大洲土木事務所事業管理課	0893-24-5121(代)
西予土木事務所事業管理課	0894-62-1331(代)	宇和島地方局建設部管理課	0895-22-5211(代)
愛南土木事務所用地管理課	0895-72-1145(代)	松山市都市整備部建築指導課	089-948-6512
新居浜市役所建設部建築課	0897-65 - 1273	今治市役所都市整備部建築指導課	0898-36-1566
宇和島市役所建設部建築住宅課	0895-24-1111(代)		
県立病院施設に関すること			
公営企業管理局県立病院課	089-912-2810		
小中学校施設に関すること			
教育委員会事務局義務教育課	089-912-2944	個々の施設の具体的な問題については各市町教育委員会	
県立学校施設に関すること			
教育委員会事務局高校教育課	089-912-2950		
労働安全衛生に関すること（石綿に関する健康管理手帳、健康診断、労災補償等）			
愛媛労働局安全衛生課	089-935-5204	松山労働基準監督署	089-917-5250
新居浜労働基準監督署	0897-37-0151	今治労働基準監督署	0898-32-4560
八幡浜労働基準監督署	0894-22-1750	宇和島労働基準監督署	0895-22-4655
愛媛産業保健推進センター	089-915-1911		



## アスベスト対策連絡会議設置要綱

### (目的)

第1条 アスベスト(石綿)問題について、庁内及び関係機関間の情報共有と連携の強化を図り、効果的な対策を推進するため、「アスベスト対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 連絡会議は、アスベスト対策に関する次の事項について、連絡調整を行う。

- (1) アスベストに関する実態把握に関すること
- (2) アスベストに関する相談に関すること
- (3) アスベスト対策に関する事業者等への指導及び啓発に関すること
- (4) その他必要と認められる事項に関すること

### (組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる課所をもって構成する。

- 2 連絡会議に会長及び副会長を置き、会長は県民環境部長の職にある者を、副会長には環境局長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長が必要と認める場合は、新たな関係機関を連絡会議に追加することができる。
- 4 会長が必要と認める場合は、関係者に対し、オブザーバーとして連絡会議への出席を要請することができる。

### (事務局)

第4条 連絡会議の事務局は、県民環境部環境局環境政策課に置く。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年8月5日から施行する。

別表

機関・部局名	課(室)名	所管分野	
厚生労働省 愛媛労働局 労働基準部	監督課	労働安全衛生法等	
愛媛県	総務部	総務管理課	本庁舎、地方局本庁舎等
		私学文書課	私立学校
		市町振興課	市町施設
	企画情報部	企画調整課	(主管課)
	県民環境部	県民生活課	(主管課)
		環境政策課	大気汚染防止法
		廃棄物対策課	廃棄物処理法
	保健福祉部	保健福祉課	健康危機管理、保健所所管
		健康増進課	健康相談対応
	経済労働部	産業政策課	(主管課)
		労政雇用課	労働行政
	農林水産部	農政課	(主管課)
	土木部	土木管理課	(主管課)
		土木管理課技術企画室	建設リサイクル法
		建築住宅課	建築基準法、民間大規模建築物、県営住宅
		建築住宅課営繕室	県有施設の設計図書調査
	公営企業管理局	総務課	県営発電所、県立病院
	教育委員会	教育総務課	(主管課)
		義務教育課	市町立学校
		高校教育課	県立学校
警察本部	会計課	警察関係施設	
松山市 環境部	環境指導課	松山市アスベスト対策連絡会議事務局	